

第十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十五号

昭和二十七年十二月二十四日(水曜日)
午後五時四十六分開議

出席委員

委員長 青柳 一郎君

理事鈴木 直人君 理事雪澤千代治君

理事床次 徳二君 理事門司 亮君

理事橋路 節雄君

阿部 千一君

加藤 精三君

中井 一夫君

牧野 良三君

山本 桑吉君

西村 力彌君

出座國務大臣

國務大臣 本多 市郎君

出席政府委員

自治庁次長 鈴木 俊一君

總理府事務官 (自治庁財政部長) 武岡 憲一君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

十二月二十二日

委員加藤精三君辞任につき、その補

欠として福永健司君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

福永健司君辞任につき、その補欠と

して加藤精三君が議長の指名で委員

に選任された。

本日の会議に付した事件

小委員及び小委員長の補欠選任に關

する件

地方財政平衡交付金法の一部を改正

する法律案(内閣提出第二五号)

昭和二十七年年度の地方財政平衡交
付金の単位費用の特例に関する法律
案(内閣提出第二六号)

○青柳委員長 これより会議を開きま
す。

地方財政平衡交付金法の一部を改正
する法律案及び昭和二十七年年度の地
方財政平衡交付金の単位費用の特例に
関する法律案の両案を一括して議題と
し、質疑を続行いたします。

この際私より政府当局に質疑いたし
たいと存じます。本委員会において現
在問題として取上げております。本年
度における公務員に対する給与改善に
関連して、地方公務員に対する分の財
源措置につき、政府のお考えを本多國
務大臣より政府を代表して承りたいの
であります。

○本多國務大臣 政府は今回の年末に
際し、公務員の給与改善につきまして
現行の法令及び予算の許す範囲内にお
いて措置することとしたのでありま
すが、これに準じて措置するための
地方に対する財政措置については、今
後の地方財政状況の推移ともならみ合
せて、後日考慮いたしたい所存であり
ます。

○青柳委員長 次に、質疑の通告があ
りますので、これを許します。門司君。

○門司委員 今回の問題は、一応わか
つたようなわからぬような問題であり
ますが、大臣の答弁をいたしまして、私
この際聞いておきたいと思つたこと
は、過日の本会議で御承知のように、
地域給の問題が審議されて、これが可

決されております。地域給のわくが相
当広げられております。従つてこれに
対する財政処置は当然行わなければな
りません。国の方は行い得るかもしれ
ませんが、地方もやはりこれに準じて
当然負担が増して来るのであります。

従つて政府は大体その地方財政に及ぼ
す影響の額がどのくらいであるか、ま
たこれに対する財源措置は、平衡交付
金を増額しなくてもやれるとお考えに
なつておりますが、この点の機会に
伺つておきたいと思つた。

○本多國務大臣 御指摘の地域給の問
題であります。これは政府が補正予
算案、さらに地域給の提案をいたしま
した後に修正されたための地方財政の
増加になつておりますから、当然後日
財政措置を講じなければならぬものと
考えております。その金額につきま
しては概算一億三千万円くらいではな
いかと思つた。

○門司委員 念を押すようであります
が、そうすると、政府は年内に出す方
法としては、地方財政平衡交付金以外
に私はないと思ふのだが、そういうこ
とをとりはかられる御意思があるか
どうか。

○本多國務大臣 これはその計算を明
らかにいたしておきまして、地方財政
の状況ともならみ合して、それが地方
財政を非常に圧迫する状況にありま
すならば、一つ／＼でも補正をしなけれ
ばならないと思つた。しかし、しか
し何とかやつて行けるという状況であ
りますならば、来年度差引調整という

こともできるわけでございます。しか
し各種の問題がたまつて行きますと、
年度内においても考慮しなければなら
ぬ場合があるかと考えております。

○橋路委員 大臣にお尋ねしたいので
すが、先ほど参議院の予算委員会
で、公移員等の給与改善に関する決議が
されたわけであります。私はその四項目
にわたつて書かれたものを持つており
ます。読み上げるまでもないと思つた
のでありますが、先ほどの大臣の御答弁
の中には、この参議院の予算委員会さ
らに本会議において決議された点が、
当然含まれてゐるものと私は解釈して
いるのでありますが、さうに考へて
間違ひないかどうか。

○本多國務大臣 参議院の決議もあり
まして、私がただいま申し上げました
ような政府の方針を決定したのでござ
います。

○川村委員 私一つ要望を申し上げ
たいのです。予算についての附帯決
議の事項がいろいろ問題になつて参つ
たのですが、今の本多長官からの言明
を、そのまま率直に誠意あるものとし
て認めたいと思つたのです。ただ地方財
政が想像以上に窮乏していることは、
だれでも御承知の通りであります。か
ら、もし今の言明によつて地方で実施
するということになると、うっかりす
ると今のままにしておけば、非常に混
乱を生ずるのではないかと心配するの
です。ある県によつては実施したり、
実施しなかつたりするような誤解が生
れるおそれなしといたしませんので、

自治庁とされましては何かそれにつ
いての通牒を出すかあるいは何かの方
法で、その趣旨を連絡する措置を講じて
いただきたいと思つたのです。今こ
ういふことについて、その方法等を
明確にお答え願へばたいへんよいの
ですが、さうもできないとなりますな
らば、早急に考究してやつてもらいた
いと思つております。ここに教育公務
員等がおりますので、文部大臣等にも
十分連絡をとつて実施してもらいた
いと思つた。さうして今の地方財政の
窮乏が救われるという見通しが立ちま
すならば、各県においても法令に
るようなことはございせんのでし
し、県条例等もあることですから、そ
れに違反するようなことがなくて、公
務員の窮乏を救うための適切な方法を
とつて、支給の実施をやるのじやない
かと思つたので、今のこについて
の各県への通牒あるいはさういふ何
かの趣旨連絡の方法を、ぜひ講じてい
ただきたいということを要望申し上げ
ておきます。

○青柳委員長 同案に対する質疑は他
にございせんか——なければ同案に
対する質疑はこれにて終了いたしまし
た。

暫時休憩いたします。

午後五時五十四分休憩

午後六時五十八分開議

○青柳委員長 再開いたします。

休憩前に引続き、地方財政平衡交付
金法の一部を改正する法律案及び昭和

第一類第三号 地方行政委員会議録第十五号 昭和二十七年十二月二十四日

二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

これより両案を一括して討論に付します。討論の通告がありますので、順次これを許します。床次徳二君。

○床次委員 私は改進黨を代表しまして同案に賛成するものであります。しかし一言付言したいのは、この地方財政平衡交付金法の一部改正する法律案に關しましては、本来第三条よりまして、平衡交付金は必要かつ十分なる額を平衡交付金として予算に計上することを定められておるのであります。しかしながら本年におきましては、予算に計上せられましたが必要かつ十分な額というのには、かなり不足をしておることを遺憾に思ふのであります。かくのごとく平衡交付金の金額が少いために、今回改正案において規定せられたような第二項の取扱いをいたさざるを得なくなつたことは、はなはだ遺憾であるのであります。が、今回のごとき処置を今後の原則とするのは、私どもは適當でないと思ひます。当然政府におきましては、必要かつ十分なる平衡交付金額を常に計上するという本則を、はつきり遵守していただきますことが、今後の地方財政上きわめて重要なことと存するのであります。私どもはこの平衡交付金法第三条の趣旨はあくまで守つてもらひまして、本年のごとき過少な平衡交付金額は、まったく法律の予期せざるものでありまして、これは元來法律においては、かかることは望まないことであるといふことを指摘いたしました。今後政府においても平衡交付金の計上に關しましては、できる限りこの

第三条の趣旨によりまして十分なる額を計上することを、特に要望するものであります。

以上要望を付しまして、賛成の討論をいたす次第であります。

○青柳委員長 次に門司亮君。

○門司委員 私は社會黨を代表いたします。ただいま議題になつております、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案に對しましては、反對の意思を表明するものであります。先ほど床次君からも話されました通り、平衡交付金法の第三条には、明らかに当該地方公共団体の財政需要額と財政収入額とのアンバランスを完全に補填することのために、この平衡交付金法が定められたといふことを明確に示しておるのであります。さらに第六條にこれを裏書きいたしておきまして、これも明らかにその差額だけは平衡交付金法において、支出することになつておることは、論をまたないところであります。この二つの条文は明らかに平衡交付金法の精神をここに書いてあるものであります。改正されようとする第十條は、ただその分配の方法その他についての問題だけであつて、平衡交付金法の基本には触れていないと考へてもさしつかえない条文であります。私どもは当然、政府は地方の公共団体が要求しております基準をいたしております単位に基いて、概算されて参りましたものを交付することが正しい行き方であるにもかかわらず、本年度においてははことさらに少額を支給されておつて、そうして国がこの少額を計上したといふことのつじつまを合せるために、こゝういふ姑息な方法がとられておる。ことにただいま改進黨の御意見

もございましたが、この法案は特例ではございせん、この条文を十條の中に織り込んだところの恒久法になつております。われわれは國家財政の關係から、本年度の平衡交付金のみの特例にするというならば、また一応の考へ方もあると思いますが、恒久法にしてこれを制定するといふことになりまして、私どもこれに承服するわけには参りません。さらに案に内容は御承知の通り、当然支出すべきものを支出しないでおいて、そうして平衡交付金を受けざるにわゆる東京、大阪といふようなところにおきましては、何ら手をつけることができない。平衡交付金を受ける貧弱な地方や、あるいは財政上の赤字を持つておりますところだけが、その赤字の程度によつて、これが均一化されようとするのは、まったく法の精神とは似ても似つかない案であります。ただ地方の財政を平衡するということだけから考へれば、そういうことが言えるかもしれませんが、この法の精神とはそうではないのであります。すべての地方公共団体の財政を均衡化するということが目的であります。以上は、特別によいところが出てきて、そしてその中間にあるところが、他の地方団体にこれを移譲しなければならぬといふようなことは、まったくこの法律の趣旨に相反するのみならず、地方公共団体相互の間に摩擦を生ぜしめる考へであります。今日地方の公共団体は都道府県と言わず、市町村と言わず自己の財政をまかなひますことのために、非常に關心をいたしておりますとき、当然政府が支出しなければならぬ地方財政平衡交付金の額を、地方の要求するだけのものを下さすにおいて

そして地方の公共団体相互間に對してこのコントロールをして行かうことは、明らかに地方の公共団体の間に摩擦を生ぜしめる一つの問題が出て来ると思はれます。私は日本の民主化のために、地方公共団体のほんとうの自主的にして、そうして自覺と責任の上において、おの／＼が地方の民主主義を守らうといひたいのであります。きに、地方の公共団体相互の間にこゝういふことを織り込んで行くといふことは、その趣旨から申し上げても、政府の意圖といふものは、はなはだけしからぬと思はれております。きわめて簡単に申し上げますが、私どもはこゝういふ政府がなすべきことをなさないで、地方の公共団体の中により以上の不均衡を来せしめるようなことになつてしまつては、断じて承服するわけには参りません。もし政府がそうでないとするならば、東京、大阪あるいはその他の平衡交付金を受けない地方公共団体に對しても何らかの処置をとるべきであると思はれます。この処置は当然とれないのであります。一方においては、いやが上にもという言葉は当然なかまなつて、赤字の出でるところは、赤字の量が少いからお前のところは平衡交付金の割合が少く同時に、これはくつは成り立たないと同時に、これは明らかに政府の責任回避である。と同時に地方の公共団体に對する、先ほど申しました一つの軌條と相反する考へが考へられますので、私は一応これに對しましては、これを理由といたしまして、ここに反對の意思を表明するものであります。

次は昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案であります。この案はわれ／＼といたしましたが、当然考へなければならぬ案ではございしますが、この案にいたしましては、私どもから考へて参ります。測定單位の中には當然いろいろなものがあるけれども、やはり独自の立場から測定するべきであつて、今のように國のわくがきまつて、これから逆算されて行つて、この費用がきめられておるといふようなことは、やはりこれも地方財政平衡交付金の趣旨には、非常にもとる考へ方でありまして、現在平衡交付金が少いなりにもきまつておきまして、それに基く一つの処置として、しかもこれが特例として本二十七年年度限りになつております關係から、やむを得ざるものとして私どもはこれには賛成いたしたのであります。が、ここに一言申し上げておきたいと思ひます。政府はこゝういふ費用を算定するにあたりまして、やはり地方自治体の実情をよく見られ、そうして実態に沿うようにせむしむししたい。先ほどの委員会でも申し上げましたように、たとえば道路にいたしましては、港灣にいたしましては、すべての問題は表面の問題だけでありまして、内容は何も考へられてないといふ今日の測定單位のきめ方につきましては、私は一応現実に沿うように、やはりこれらの問題も調節をされるべきであるといふことを、ここに強く要求をいたします。そうしてこの昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案には賛成の意を表したのであります。

○青柳委員長 次に西村力彌君。

○西村(力)委員 私は日本社会党を代表いたしましたして、両案に賛成をいたします。

この地方財政平衡交付金の算定方式が、このように改められるということは、地方団体の財政のこのほこをより均衡化することにおいて妥当である。しかし私が妥当だと思ふことは一応のことではない。そのことによつて全部が解決されたというぐあいには全然考へていないし、一言も二言もそのことについては希望を強く申し述べたいのでございます。すなわちこの平衡交付金の第三案の精神が完全に履行せられまして、この算定方式ということが全然無用のものになるということが、必ず実現されなければならない、さうに考へる。それを強く希望して賛成をいたすのでございます。

次に昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案でございますが、これは結局少い平衡交付金を、いかに名目的に合理化してやるかという点について非常に問題の起るものでございます。また先ごろまでの審議過程を見まして、たとえば地方公務員が国家公務員に比して三百五十円高い、これは正当な調査ではないといふことは、われ／＼は主張して参つたのでありますが、やはり三百五十円下げたままにおいて算定したりあるいはまた自治体警察の維持に関する本委員会の決議があつたにもかかわらず、それに対して何らの措置がないとか、あるいは吉田内閣、自由党の全面的責任に帰属する地方の教育委員会の設置費といふものに對しても、ほんとうにみみづちい類しか計上されて

おらない、われ／＼はこの点に對して強く反対の氣持を持つものであります。しかし本年度分の平衡交付金が決定された今日、二十七年の特例としてはやむを得ずこれを承認しなければならぬ、さうに思ふものであります。

○青柳委員長 これにて討論は終了いたしました。

これより採決いたします。
まず昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員、起立〕

○青柳委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決されました。

○青柳委員長 次に地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○青柳委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。

この際お諮りいたします。ただいまの両案に関する衆議院規則第八十六条による報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○青柳委員長 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

○青柳委員長 この際、小委員及び小委員長の補欠選任についてお諮りいたします。すなわち二十二日加藤三君が一度委員を辞任せられましたため、地方財政、警察、消防、請願に関する

各小委員及び消防に関する小委員長にそれ／＼欠員を生じておりますので、これよりその補欠選任を行いたいと思ひますが、これは投票の手続を省略して、委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと味ふ者あり〕

○青柳委員長 御異議なしと認め、委員長より指名することにいたします。

地方財政、警察、消防、請願に関する各小委員及び消防に関する小委員長に、それ／＼加藤三君を指名いたします。

今日はこれにて散会いたします。次回は追つて公報をもつてお知らせいたします。

午後七時十四分散会

〔参照〕

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年一月七日印刷

昭和二十八年一月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局